

原子力災害対策指針の一層の改悪に反対しよう…パブコメ出そう…（期限は4月3日）

- 20 μ Sv/h を計測しても、1日がまんして「1週間以内に一時移転」を判断？！
- 30 km圏外のプルーム対策（PPA）は必要なし。屋内退避で我慢。
安定ヨウ素剤の準備も不要？！ 子どもや妊婦の基準もなし
- SPEEDIは「実際には全く機能しなかった」ので使わない？！
実測モニタリングで避難の範囲を決める？！・・・これでは被ばくが前提の避難

美浜の会／グリーン・アクション 2015. 3. 31

現行でも問題の多い原子力災害対策指針ですが、それが一層改悪されようとしています。

指針の改定原案は、極力避難させず屋内退避にとどめ、住民に一層の被ばくを強要するものです。

①避難の基準の一つであるOIL2は、20 μ Sv/h で1週間以内に一時移転となっていますが、改定原案では、20 μ Sv/h が計測されても、翌日に再度この基準値を超えなければ一時移転の判断は行わない。②30 km圏外のプルーム対策を実施するPPAの概念を削除し、基本的に屋内退避を臨時的に行う、安定ヨウ素剤の準備も不要。③避難についてはSPEEDIを採用せず実測モニタリングだけ等々、問題だらけです。

「屋内退避」にとどめようとする今回の指針改定は、とりわけ要援護者にとっては重大な問題です。薬も入手できなくなり、ヘルパーの支援も受けられず、「座して死を待つようなもの」と障がい者支援団体が福島原発事故の教訓から訴えています。以下に、3つの問題点を紹介します。

パブコメは4月3日（金）までです。下記から意見を送ってください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198252321&Mode=0>

意見1：現行の原子力災害対策指針では、20マイクロシーベルト／時で一時移転する基準（OIL2）となっています。しかし、改定原案では、この値が計測されても、翌日に再度この基準値を超えなければ避難（一時移転）の判断は行わないとしています。これは、被ばくを一層強要するものであり撤回すべきです。

原子力規制委員会の現行の原子力災害対策指針（以下、指針とよぶ）では、一時移転の基準としてOIL2で、20マイクロシーベルト／時が計測されれば1週間以内に一時移転（避難）することになっています。しかし、今回の指針改定原案では、新旧対照表39頁の注※2）で下記が追加され、翌日に再度基準値を超えなければ避難の判断はしないことになっています。

「OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。」

（新旧対照表39頁の注※2。下線は引用者）

指針の改定原案 新旧対照表 <http://www.nsr.go.jp/data/000099127.pdf>

このように、わざわざ1日屋内退避で我慢を強いて極力避難させないというものです。プルームが通過すれば空間線量率が低下するという前提に立っていますが、雨や雪で地面に沈着したセシウム等による被ばくを軽視しています。

そもそも現行のOIL2基準値は、平常時の約400倍に匹敵するものです。今回の改定でさらに翌日測定して基準値を超えなければ避難の判断はしないというのですから、住民の被ばくを軽減するのではなく、被ばくを一層強要するものでしかありません。これは、原発から5km以遠の全ての地域に適用されてしまいます（5km圏内は「放出前に避難」となっていますが、これも無理です。再稼働審査が進むPWR原発では、重大事故のシナリオでは、事故後約20分でメルトダウン、事故後約90分でメルトスルー。メルトダウンが始まれば放射能は放出されてしまいます）。

例えば、490マイクロシーベルト/時が計測されても即時避難ではありません。改定原案では、こんな高い状況でも1日我慢して、翌日20マイクロシーベルト/時を超えた場合に、1週間以内に一時移転を判断することになってしまいます。

OIL1	500 μ Sv/h 以上で即時避難	平常時の約1万倍の空間線量率
OIL2	20 μ Sv/h 以上で1週間内に一時移転 ↓ 改定原案では、翌日に再度基準値を超えて初めて、1週間以内に一時移転を判断	平常時の約400倍の空間線量率 (平常時を約0.05 μ Sv/hと想定)

意見2：指針の改定原案では、30km圏外のプルーム対策を実施する地域＝「PPA」の概念を削除し、特別な予防的措置は必要なしとしています。30km圏外は基本的に「屋内退避」だけに限っていますが、その基準も示されていません。資料では、「安定ヨウ素剤の準備は不要」とまで書いています。これでは、子どもや住民の安全は守れません。撤回すべきです。

今回の指針改定原案では、これまであったプルーム対策を実施する地域PPAの概念そのものを削除してしまっています。現行の指針では、PPAは今後の検討課題とされていましたが、これは全て削除となっています。

【削除されたPPAの記載 3点】

第2 原子力災害事前対策

(3) ②原子力災害対策重点区域の範囲 (指針改定原案3頁)

<http://www.nsr.go.jp/data/000099127.pdf>

(ハ) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA: Plume Protection Planning Area) の検討

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。

プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じること

は困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。

以上を踏まえて、PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

第3 緊急事態対応策

(5) 防護措置 ③安定ヨウ素剤の予防服用 (指針改定原案12頁)

<http://www.nsr.go.jp/data/000099127.pdf>

なお、プルーム通過時の防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等については、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題

(指針改定原案12頁) <http://www.nsr.go.jp/data/000099127.pdf>

② 緊急時モニタリングの在り方

・中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方針に対応した緊急時モニタリングの在り方

指針の改定原案では、プルーム対策を実施する地域については予防的な防護措置は必要なしとしてしまい、下記のように、一般的な記述で、基本的に屋内退避のみに限定しています。

【新たに追加されたもの】

第3 緊急事態応急対策 (2) 緊急事態の把握及び緊急事態応急対策 (指針改定原案6頁)

<http://www.nsr.go.jp/data/000099127.pdf>

・原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の様況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する。

(引用者注：「予防的防護措置を実施した範囲」とは30km圏内のこと)

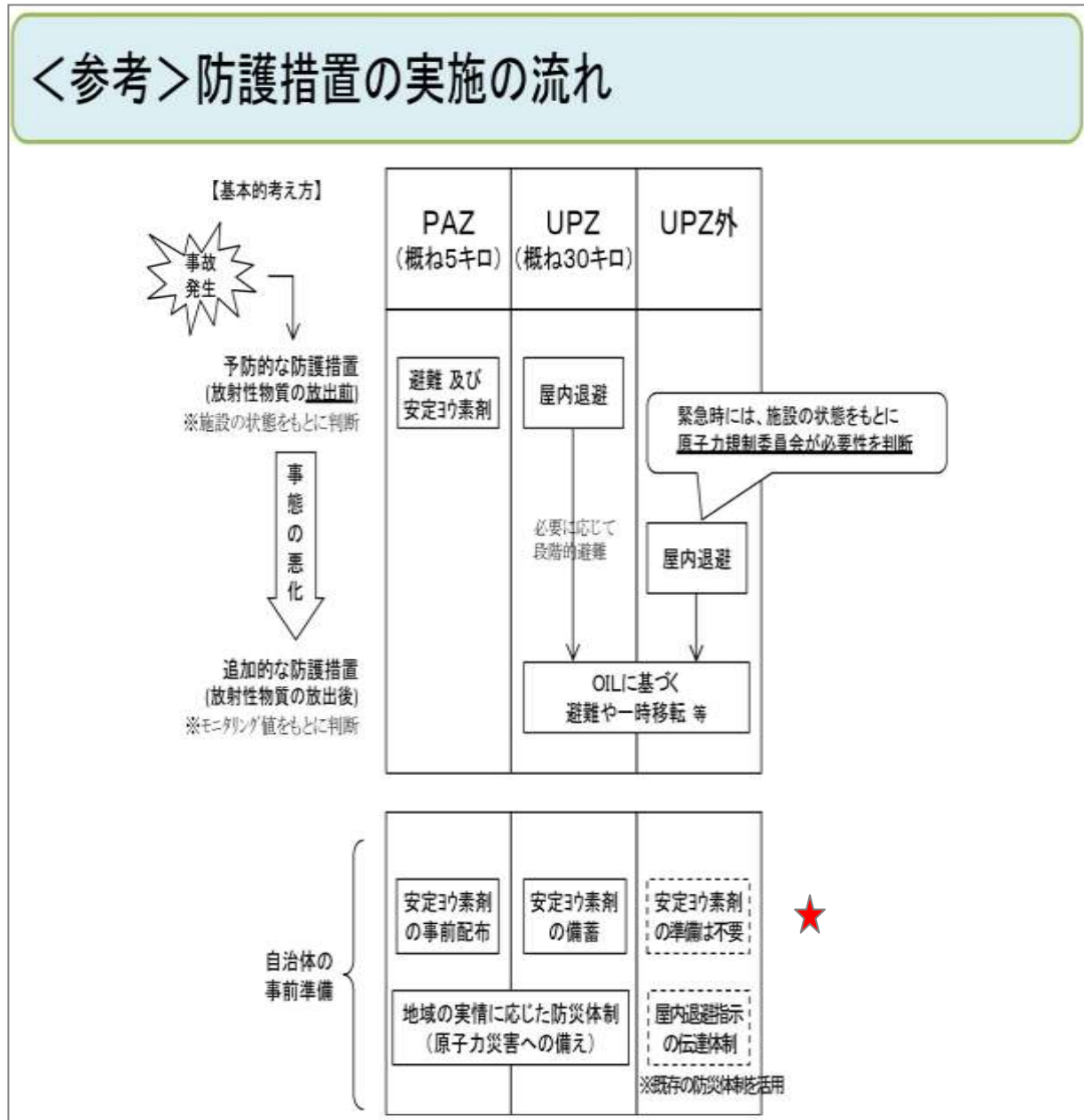
ここでは、「著しく異常な水準」や「そのおそれがある場合」と一般的に記述し、「放出状況を踏まえ」、30km圏外でも「屋内退避を実施」となっています。しかし、「著しく異常な水準」や屋内退避を指示する基準等は全く示されていません。

さらに、規制委員会・規制庁の資料では次頁の図のように、30km圏外は「安定ヨウ素剤の準備は不要」とまで書いています。しかし、今回の指針改定原案でも、下図のように、30km圏外であっても $20\mu\text{Sv/h}$ を超える可能性もあり、「OILに基づく避難や一時移転等」が必要になることを認めています。それにもかかわらず、「安定ヨウ素剤の準備は不要」とは、全く無責任です。

とりわけ、被ばくの影響が著しい乳児・幼児・妊婦(胎児)に対する特別な措置ありません。国が「準備は不要」とすれば、安定ヨウ素剤の備蓄検討を進めている自治体も取りやめてしまう可能性

もあります。福島原発事故により子どもたちが甲状腺がんを苦しんでいる状況を踏まえるべきです。これでは、子どもたちや住民を守ることはできません。

＜参考＞防護措置の実施の流れ



「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた防護措置とSPEED Iの運用について」 2015年3月4日 第60回原子力規制委員会会合 資料1より
PDF79頁から <http://www.nsr.go.jp/data/000099060.pdf>

福島原発事故では30km圏をはるかに超えて高い汚染が確認されました。後に紹介するように、例えば、避難先となっている兵庫県のシミュレーションでは、100km圏内でも高い被ばく予測が出ています。それにも関わらず、今回の指針改定原案で30km圏外のPPAの概念を削除してしまっています。

その理由として、規制庁資料「UPZ外の防護対策」（2015年3月4日）では、30km近傍に設置されたスクリーニング等が実施できなくなるからと判断しているようです。しかしこれは、そもそも30km近傍では高い被ばくが予想されるのに、それを無視してスクリーニングの場所を設定している現在の指針そのものの矛盾です。

・・・PAZ内から放出の前に避難する住民等のために臨時に開設される避難所や救護所等の応急対策拠点は、避難行動に係る住民の身体的負担等を考慮して重点区域外の境界周辺地域等に計画されており、重点区域外に拡張された防護範囲の全面で屋内退避の指示を長期間継続すると、これらの拠点を中心とした応急対策活動に過度な遅滞が生じるおそれがある。

「UPZ外の防護対策」（規制庁 2015年3月4日）3頁より（下線は引用者）

<http://www.nsr.go.jp/data/000099128.pdf>

兵庫県は、福井・京都北部の避難先となっています。しかし、兵庫県が実施したシミュレーションでは、約100km離れた避難先でも高い被ばく予測が出ています。高浜町の住民が避難する兵庫県三田市では、甲状腺の等価線量が134.9ミリシーベルト、京都北部の舞鶴市民が避難する神戸市でも60.4ミリシーベルトとなっており、IAEAの安定ヨウ素剤服用基準50ミリシーベルトを超えています。30km圏外の篠山市は、独自に安定ヨウ素剤の事前配布を決めています。

関西では、高い被ばく予測がある状況で避難受け入れができるのか等について、避難先の自治体に申し入れを続けています。各市とも、自らの市が被災すれば避難は受け入れられないと答えています。

つい先日、3月27日には、避難先となっている兵庫県加東市議会で意見書が可決されました。意見書では、プルーム対策も不十分で、加東市自体が被災した場合に受け入れは困難であること、避難計画の実効性がない状況で、高浜原発の再稼働を行わないように、国・兵庫県知事・福井県知事に求めています。

指針の改定原案は、30km圏外の避難先自治体や住民の意思を踏みにじるものであり、到底認めることはできません。

[参考資料]

◎加東市議会の意見書

http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/kato_ikensho20150327.pdf

◎兵庫県のシミュレーションより

http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/matching_hibakuyosoku20140429.pdf

http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/photo20140428_11.jpg

◎「避難計画を案ずる関西連絡会」の避難問題リーフレット

http://www.jca.apc.org/mihama/pamphlet/leaf_hinan_201502.htm

意見3：指針の改定原案では、SPEEDI等の予測的手法は使わず、実測モニタリングで避難等を指示するとなっています。これでは、被ばくしながらの避難となり、ヨウ素剤の入手・服用の準備もできないため、撤回すべきです。

指針改定原案では、SPEEDI等の予測的手法は使用せず、実測モニタリングによって避難や屋内退避の指示を出すとしています。この指針改定原案の元になった規制委員会・規制庁の資料「福島原発事故の教訓を踏まえた防護措置とSPEEDIの運用について」では、SPEEDI等の予防的手法を採用しない理由として「実際には全く機能しなかった」「放射性物質の放出の前から予防的な防護措置の実施を判断することとしている。これによって・・・予防的手法を活用する必要性がない」「正確に予測されるとの前提に立って住民の避難を実施する等の考え方は危険」等と述べています。

しかし、福島原発事故時にSPEEDIの予測を隠し、放射能の高い北西部に住民が避難し不必要な被ばくを強いた国の責任については一言も触れていません。無責任極まりない姿勢です。

避難するためには被ばく予測は不可欠です。SPEEDIが万能ということではなく、実測値とあわせて予測しなければ、少しでも安全な地域に避難することもできません。

実測モニタリングで避難の指示を出すことになれば、ヨウ素剤の入手も被ばくしながらとなり、服用の準備もできません。被ばくしながらの避難を前提としてしまっています。

指針改定原案では、現行指針にあった下記等のSPEEDI関連記載が削除されています。

【削除されたSPEEDIの記載例】

第3 緊急事態対応策

(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策（指針改定原案6～7頁）

<http://www.nsr.go.jp/data/000099127.pdf>

なお、国は、例えば緊急時モニタリングによって得られた空間放射線量率等の値に基づくSPEEDIのような大気中拡散シミュレーションを活用した逆推定の手法等により、可能な範囲で放射性物質の放出状況の推定を行う。また、原子力事故の拡大を抑えるために講じられる措置のうち、周辺環境に影響を与えるような大気中への放射性物質の放出を伴うものを実施する際には、気象予測や大気中拡散予測の結果を住民等の避難の参考情報とする。